

令和2年（2020年）9月15日

第8回 新型コロナウイルス感染症対策本部（法定）会議

（本部長：市長）

1 日 時 令和2年（2020年）9月15日（火） 13:00～13:30

2 場 所 第3・第4委員会室

3 案 件

（1）新型コロナウイルス感染症拡大の現状について

（医療保険部・健康部）別紙1

（2）本市における新型コロナウイルス感染者の発生について

（資源循環部・総務部）別紙2

（3）新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について

（産業振興部・総合経営部）別紙3

（4）文化施設等における利用人数制限の緩和について

（市民活動推進部）別紙4

（5）八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チームの取組状

況について

（医療保険部）別紙5

（6）分娩前のウイルス検査費用助成及び感染者への寄り添い型支援

について

（医療保険部）別紙6

（7）その他

① 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正について（案）

（総合経営部）別紙7

令和2年(2020年)9月14日
医療保険部・健康部

新型コロナウイルス感染症拡大の現状について

1 PCR検査実績(9月7日現在)

(単位 件)

実施場所	区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
											1～7日	
保健所	検査数		2	25	59	221	58	108	357	804	259	1,893
	結果	陽性	0	4	7	16	3	4	32	43	9	118
		陰性	2	21	52	205	55	104	325	761	250	1,775
		陽性率	—	16.0%	11.9%	7.2%	5.2%	3.7%	9.0%	5.3%	3.5%	6.2%
PCR外来	検査数						90	126	304	229	49	798
	結果	陽性					0	0	26	12	8	46
		陰性					90	126	278	217	41	752
		陽性率					—	—	8.6%	5.2%	16.3%	5.8%

*「保健所」は、原則として帰国者や接触者など保健所が検査が必要と判断し、東京都健康安全研究センター等にて実施した件数(5月29日以降、濃厚接触者は全員PCR検査の対象となった。)

*「PCR外来」は、かかりつけ医から紹介された一般の方を、PCR外来で検体採取した件数

2 感染者状況(9月14日現在)

(1) 月別感染者数

(単位 人)

区分	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
市内	5	37	4	10	111	114	83	364

(2) 年代別感染者数

(単位 人)

区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
累計	24	107	50	63	56	30	21	13	364
前回 (7.31)	12	68	20	18	24	13	8	4	167
増減	+12	+39	+30	+45	+32	+17	+13	+9	+197

(3) 感染経路（渡航歴・接触歴）状況

(単位 人)

区分	あり	調査中・不詳	計
累計	203	161	364
前回 (7.31)	92	75	167
増減	+111	+86	+197

(4) 感染者経過

(単位 人)

区分	入院※	宿泊療養 ※	自宅療養	退院及び 療養終了	死亡	計
9.14 時点	20	16	23	302	3	364
前回 (8.4)	13	7	9	146	1	176
増減	+7	+9	+14	+156	+2	+188

※調整中を含む

令和2年(2020年)9月14日

報道機関 各位

総務部長

本市における新型コロナウイルス感染者の発生について

このことについて、9月14日(月)に以下のとおりホームページに掲載し、市民へ周知いたします。
つきましては、現時点での状況をお伝えいたします。

本市職員(資源循環部)における新型コロナウイルス感染者の発生について(その2)

令和2年(2020年)9月13日(日)資源循環部において、新たに清掃職員6名(合計7名)が新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

八王子市保健所では、濃厚接触者の調査を完了しております。

当該職員は、直接市民と接する業務に就いておらず、所属部署については、一部の業務は縮小いたしますが、継続して業務を行います。

資源循環部では、引き続き、手洗い、換気、消毒等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してまいります。

※当該者及び御家族への人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

【問い合わせ先】

総務部職員課長 岡本 洋

電話 042-620-7203

令和2年(2020年)9月14日

部 室 課 長
会計管理者 殿
各事務局長

総 務 部 長

職員の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について【その8】(通知)

9月11日(金)資源循環部の職員1名が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。市保健所が濃厚接触者を調査し、9月13日(日)時点で、新たに6名(合計7名)の感染が判明しています。

市民生活を守り、職場に関連したクラスター発生を防止するためには、職員一人ひとりが確実に感染予防のための行動をとることが重要です。

これまでも繰り返し周知を図っているところですが、特に、マスクを外しての会話の機会となる昼食時や喫煙時に加え、業務後の飲酒を伴う会食についても感染のリスクが非常に高いことを念頭に置き、下記のとおり、職員への指導の徹底をあらためてお願いします。

記

- 1 毎朝、検温し、体調を確認の上、出勤すること(健康管理表の記入徹底)
- 2 発熱、頭痛、下痢、強い倦怠感(だるさ)、味覚障害等、いつもと違うと感じる症状がある場合は出勤しないこと
- 3 解熱剤等の服用で一旦、熱が下がっても、すぐには出勤せず、症状が再燃しないことを十分確認してから出勤すること
- 4 手洗いや手指消毒を行い、手指の清潔を保つこと
- 5 人との距離が確保できない場所ではマスクを着用すること

特に、昼食時や喫煙時、業務後の飲酒を伴う会食では、人との距離をとり、マスクを外しての会話はしないこと

また、大声を出す行動(カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど)についても自粛するとともに、そのような場では、周囲の状況にも十分注意すること

《問い合わせ》

総務部 安全衛生管理課

電話:620-7417(直通) 2247・2248(内線)

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について

別紙3-1

9 月 補 正 予 算 の 概 要

基本計画	—	施策番号	—	総合戦略	—	予算科目	7	1	1	産業振興部企業支援課
事務事業名		新型コロナウイルス感染症緊急対応中小企業者支援【新型コロナ関連事業】								
		事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源			
補正前		95,000		90,000			5,000			
今回補正		259,620	259,620							
補正後		354,620	259,620	90,000			5,000			

中小企業者パワーアップ補助金

(補正前	90,000	今回補正	259,620	補正後	349,620	)
-------	--------	------	---------	-----	---------	---

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を対象に、事業所内における感染防止対策を強化し、継続した経済活動の推進を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための環境整備に係る費用の一部を補助する経費を補正する。

感染拡大防止対策支援補助金審査等業務委託料 9,620

感染拡大防止対策支援補助金 250,000

対象者 中小企業者、個人事業者

事業所数 500事業所

補助対象 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための環境整備
(飛沫防止対策、換気設備、テレワーク対応設備等)に要した経費

補助上限額 50万円

補助率 9/10

スケジュール

9月 コールセンター設置

10月 申請受付開始、随時審査・交付

12月 申請受付締切

(裏面あり)

2 八 産 企 発 第 号
令和2年(2020年)10月1日

事業者 各位

八王子市長 石森孝志
(公印省略)

事業者の感染拡大防止対策への支援について(通知)

日頃より、当市の行政運営にご協力いただきありがとうございます。

本市では、10月1日より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者を対象に、市独自の支援を開始します。感染拡大防止対策支援補助金を用意し、対面型サービス等での三密回避など、業種別ガイドラインに沿った感染拡大を防止するための環境整備に係る取り組み費用を補助するものです。

今般、飲食店等で新型コロナウイルス感染が広がっている状況を受け、本市においても飲食店等における感染拡大防止のための業種別ガイドラインの普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策を講じられるよう取り組みを進めているところです。

つきましては、この補助金をご活用いただき、感染拡大防止にかかる取り組みを進めていただくようお願いいたします。

(参考)

【内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」業種別ガイドライン】

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200911>

【東京都 事業者向け感染拡大防止ガイドラインの徹底に向けた取組】

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/index.html>

感染拡大防止対策支援補助金に関する
問い合わせ先：
八王子市緊急支援金専用コールセンター
電話番号：0570-200-398

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づく取組を支援します！

～ 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援 ～

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら経済活動を進めていくためには、いわゆる3密回避を前提としたビジネスモデルへの転換が必要となります。そこで、業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った都内中小企業の具体的な取組を支援するため、その経費の一部を助成します。

募集概要

(1) 助 成 対 象： 令和2年5月14日現在、東京都内に登録簿上の本店又は支店があり、都内で実質的に事業を行っている中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、中小企業団体等

(2) 助 成 内 容

・ 助成対象経費： ①ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な**内装・設備工事費**

（例）パーテーション設置工事、換気設備設置工事、等

②ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な**備品購入費**

（1点あたりの購入単価が税抜10万円以上）

（例）サーモカメラ・サーモグラフィーの購入、等

・ 助 成 限 度 額： **50万円**（ただし、内装・設備工事費を含む場合は100万円）

※申請下限額10万円

・ 助 成 率： 助成対象経費の**3分の2以内**

・ 助成対象期間： 令和2年5月14日から同年12月31日まで

延長しました！

(3) 受 付 期 間： 令和2年6月18日（木）から同年10月30日（金）まで

※予算額に達した場合は、期間中に受付を終了いたします。

(4) 申 請 方 法： ①東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード

②募集要項を熟読の上、申請書を作成

③申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付

＜書類送付先＞

〒101-8691 日本郵便株式会社 神田郵便局 郵便私書箱第98号

公益財団法人東京都中小企業振興公社

感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局

＜お問い合わせ先＞

電話 03-4326-8174

(5) そ の 他： 詳細は公社HP「感染予防対策ガイドライン実行支援事業」掲載の募集要項をご覧ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/guideline.html>



令和2年(2020年)9月15日
総 合 経 営 部

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について

7月以降の市内における新型コロナウイルス感染者数の増加が著しく、また、季節性インフルエンザの同時流行が懸念されていることから、感染大防止に向け、下記のとおり対策を実施し、市民に向け周知を行う。

記

1. 10/1号広報掲載(半ページ)

掲載内容：市の感染状況、3密の回避、手指消毒の徹底、咳エチケット、外出時の注意事項など

2. チラシ配布・ポスター掲示

八王子市町会自治会連合会と連携し、感染防止対策チラシを配布する。また、事務所等にチラシの配架とポスター掲出を行う。

3. 市民の求める情報提供

市民の求める情報をよりわかりやすく提供するとともに、保健所職員の業務軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策担当職員を中心に市HPを改善する体制を構築する。

4. 横断幕掲出

掲出場所：JR八王子駅(マルベリーブリッジ、とちの木デッキ)、南大沢駅、
本庁舎、保健所

5. 大型ビジョンでの動画配信

配信場所：JR八王子駅北口駅前カラオケ館、横山町交差点

6. メールによる配信

防災情報メール及び防犯情報メールを活用し、感染防止対策の情報を発信する。

令和2年(2020年)9月15日

市民活動推進部

資源循環部

生涯学習スポーツ部

文化施設等における利用人数制限の緩和について

現在、オリンパスホールや市民センター等の市民利用施設（以下文化施設等）は、利用人数を制限しているが、9月11日付内閣官房から都道府県知事宛に通知された「11月末までの催物の開催制限等について」により、本市でもこの制限を緩和する方向で調整する。

1. 現 状

（1）固定座席の施設（オリンパスホール、いちょうホール等）

：定員の50%

（2）固定座席の無い施設（会議室、練習室、茶室等）

：定員の50%若しくは面積を4㎡で割った数の小さいほう

2. 緩和の案

上記1.のうち主に（1）の固定座席の施設について、利用形態が大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの、例えばクラシックコンサート、演劇等での利用について、定員の100%までの利用を認める。

※別紙1「当面11月末までのイベント開催制限の考え方について(概要)」参照

3. 緩和時期

開始：各施設の準備が整い次第（令和2年9月19日からで調整）

終期：当面11月末まで

その後は国の方針による。また感染状況により制限が強化される場合あり。

4. 主な対象施設

オリンパスホール、いちょうホール（大ホール・小ホール）、南大沢文化会館（主ホール）、学園都市センター（イベントホール）、北野市民センター、あったかホール（多目的ホール）、クリエイトホール（5階ホール）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
- ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（※）とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（＊できれば2m）	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベント の 類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

令和2年9月15日
医 療 保 険 部

八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム の取組状況について

八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チームの取組状況について報告する。

1 PCR外来について（市運営）

（1）実施状況

開設日・時間 原則週3日（月・水・金）午後

（2）検査実績

（単位 件）

区分		5・6月	7月	8月	9月 (1～7日)	計
検査数		216	304	229	49	798
結果	陽性	0	26	12	8	46
	陰性	216	278	217	41	752
	陽性率	—	8.6%	5.2%	16.3%	5.8%

2 宿泊療養施設について（都※運営主体・市・市医師会共同運営）

（1）実施状況

ア. 施設名 the b 八王子（八王子市明神町 4-6-12）

イ. 期 間 令和2年5月1日(金)～9月30日(水)

ウ. 受入実績 入所者数2名（延入所者1,043名、延退所者1,041名）

※9月14日現在

エ. 今後のスケジュール

9月15日（火）

療養者受入終了

9月15日（火）～27日（日） 館内消毒及び原状回復作業等

9月30日（水）まで

施設引き渡し

令和2年9月15日
医 療 保 険 部

(2) 都内宿泊療養施設の状況 合計8施設 3,044 室

	名称	所在地	部屋数	開始時期
1	The b 八王子	八王子市	196 室	5/1～
2	The b 池袋	豊島区	175 室	7/16～
3	デйнаイスホテル東京	江東区	299 室	7/23～
4	東横 I N N 新宿歌舞伎町	新宿区	351 室	7/29～
5	東横 I N N 東京駅新大橋前	中央区	208 室	7/29～※
6	イーストタワー (品川プリンスホテル)	港区	919 室	7/31～※
7	アパホテル浅草田原町駅前	台東区	465 室	8/13～
8	東京虎ノ門東急 REI	港区	431 室	8/16～

※5・6については、4月中旬～6月上旬に開設実績あり

(今後の予定)

東京都は、多摩地域において新たな宿泊療養施設を、9月26日(土)開設に向けて準備を進めている。

3 COVID-19対応地域連携WEB会議について

(1) 実施状況

ア. 目 的 各病院の受入状況、検査外来の実施状況、具体的な症例や感染症対策などに関して情報交換することを目的として開催。

イ. 開催回数 19回(9月14日現在。週1回程度開催)

ウ. 参加者

- ・市(保健所、医療体制整備チーム)
- ・新型コロナウイルス患者受入病院
- ・上記以外の病院(救急、療養、精神など)
- ・介護施設

※回を重ねるごとに参加者が増加している。

エ. 今後の予定 WEB会議を今後も継続して開催していくことに加え、市内医療機関、介護施設等を対象とした研修会を開催予定。

令和2年(2020年)9月15日

医 療 保 険 部

分娩前のウイルス検査費用助成及び感染者への寄り添い型支援について

無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成及び検査により陽性となった妊婦への寄り添い型支援（相談支援）について、下記のとおり事業を開始したので報告します。

記

1 無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成

(1) 実施主体

東京都

(2) 対象

次のいずれにも該当する妊婦で、検査を希望する方

- ・ 都内在住（里帰り等のため他道府県において出産する方を含む。）
- ・ おおむね妊娠36週以降
- ・ 発熱等の新型コロナウイルスへの感染を疑う症状がない。

(3) 検査場所

検査実施登録医療機関（非公表）

(4) 検査費用

2万円まで公費負担（国補助）

(5) 対象検査期間

令和2年（2020年）9月10日（木）～令和3年（2021年）3月31日（水）

(6) その他

検査にあたっては、陽性（又は偽陽性）となった場合、原則として入院となり、分娩後、一定期間母子分離となること等について、かかりつけ産科医において説明し、理解していただいた上で実施

2 寄り添い型支援(相談支援)

(1) 実施主体

八王子市

(2) 対象

次のいずれにも該当する妊婦で、相談支援を希望する方

- ・ 市内在住（市内に里帰りしている方を含む。）
- ・ 新型コロナウイルスの感染が確認された（支援は原則として退院後）。
- ・ 自身又は胎児若しくは新生児の健康や出産後の育児等について、不安を感じている。

(3) 支援の内容

保健福祉センターの保健師・助産師が訪問、電話等により、相談対応する。

(4) 実施時期

令和2年（2020年）9月10日(木)から

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正について（案）

別紙7

令和2年9月
東京都

現行規定

制定（4月7日）

○都民、事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の予防及び対策への協力を努力義務化（包括的責務）

改正（7月30日）

○ガイドラインの遵守、ステッカーの掲示、ステッカーが掲示されている施設の利用を努力義務化

改正理由

○ 今後の感染の再拡大を見据え、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるため、都、都民、事業者の具体的責務を明確化する。

条例改正のポイント

＜都民、事業者の責務（努力義務）＞

○患者及び無症状病原体保有者（以下「患者等」）は、知事又は保健所を設置する区市長の求めに応じて、入院、入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養を行うとともに、みだりに外出しないよう努めること。

○患者等・事業者は、必要な調査に協力すること。

○都民は、必要な検査を受けるように努めること。

＜都の責務＞

○検査体制の整備、療養環境の整備、医療提供体制の確保、必要な物資及び資材の備蓄

○都民への情報提供、多数が利用する施設等で感染が確認された場合、保健所設置区市長等の協力を得て必要な情報を公表

今後の予定

9月7日以降

新型コロナウイルス感染症対策本部会議、議会災害対策連絡調整本部、パブコメ開始

9月18日

条例改正案 都議会へ上程